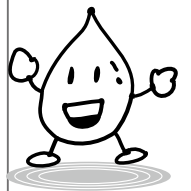


合併浄化槽の管理を市に任せませんか？

本年度限り！



管処理区域外（下水管につなぎ込みできない区域）で合併浄化槽を設置されているご家庭で、希望されると浄化槽の管理を市へ任せる（帰属すること）ができます。

浄化槽を市へ帰属した場合、浄化槽本体は市の所有物となり、以後の維持管理（保守点検・清掃・修繕など）は市が行います。その代わりに、分担金の納付と毎月の使用料の支払いが必要になります。

なお、この制度を利用して浄化槽を帰属できるのは本年度限りです。詳しくは、下水道課または各支所担当室までお気軽にご相談ください。

■申し込み時の注意

帰属を決定するため、浄化槽清掃時に検査・点検などが必要です。浄化槽清掃日の1カ月前までに申し込んでください。

■次の要件を満たす必要があります

- ・ 建築基準法に基づく構造および人槽基準を満たしていること。
- ・ 浄化槽が維持管理に支障のない場所にあること。

- ・ 世帯員が市税、各種負担金、使用料などを滞納していないこと。
- ・ 浄化槽清掃時に浄化槽内部の点検

および排水設備の検査を行い、修理改善が必要な場合は、修理改善が完了したものであること。

- ・ 分担金30万円を納付すること。
- ・ その他市長が必要とする要件。

平成23年度は浄化槽のガイドライン検査の年です！

浄化槽を使用する場合、適正な維持管理のため、毎年定期的な保守点検・清掃および法定検査が必要です。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられており、広島県では5年間で効率化検査を4回、ガイドライン検査が1回実施（10人槽以下の場合）されています。本年度はガイドライン検査の年にあたりますので、忘れずに検査を受けてください。

ガイドライン検査機関	
社団法人	広島県環境保全センター
ガイドライン検査料(10人槽以下)	
合併処理浄化槽	7,000円
単独処理浄化槽	5,000円

問い合わせ 下水道課管理係

☎0824-73-1175

または各支所担当室

安心・安全な毎日のために

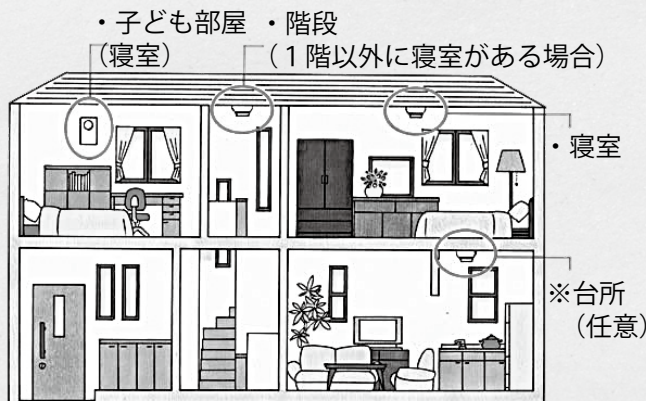
住宅火災による死者多発!!
住宅用火災警報器の設置
〜待ったなし!〜

今年に入り、市内で大きな火災が続けて発生しました。1月3日に東城町で1人、2月18日には本村町で4人の尊い命が失われました。いずれも夜間の住宅火災によるものです。

消防統計によると、住宅火災による死者の多くが「逃げ遅れ」です。それを防ぐためにも、万が一火災が発生しても煙や熱を感知し、警報を発して命を守る住宅用火災警報器の設置が必要です。住宅に対する義務設置の期限が5月31日までと迫っています。まだ設置されていないお宅は、あなたや家族が犠牲者とならないためにも、すぐに住宅用火災警報器を設置しましょう。

「購入したけれど取り付けていない」「適切な場所に取り付けているかわからない」といったことはありませんか？そういった疑問や相談があれば、最寄りの消防署・出張所へお問い合わせください。

庄原消防署
☎0824-72-9911
東城消防署
☎0847-24-005



あぜ焼きなどによる火災の防止を

- ・ 周囲の状況や風などの気象状況を確認する
- ・ 消火用具を必ず準備する
- ・ 完全に消すまでその場を離れない
- ・ 万が一、火災になっても、決して無理な消火はせず、周囲の協力を求める